

議案第 2 号

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の制定について

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 1 月 29 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例

上尾市立幼稚園保育料徴収条例（昭和 40 年上尾市条例第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、上尾市立幼稚園の利用者負担額（上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年上尾市条例第 27 号）第 13 条第 1 項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、この条例で定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（利用者負担額の徴収）

第 3 条 市長は、法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第 27 条第 1 項若しくは第 28 条第 1 項第 1 号の規定により特定教育・保育（教育に限る。）を受けたとき又は法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが法第 28 条第 1 項第 3 号の規定により特別利用教育を受けたときは、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者から、利用者負担額を徴収する。

2 前項の利用者負担額は、1 月につき、法第 27 条第 3 項第 2 号並びに第 28 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に規定する政令で定める額を限度として教育委員会規則で定める額とする。この場合において、月の途中において、入園し、又は退園した場合におけるその月の利用者負担額は、日割計算により算定した額（この額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨

てる。)とする。

- 3 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、毎月末日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(利用者負担額の減免又は徴収の猶予)

第4条 市長は、支給認定保護者が次の各号のいずれかに該当することにより利用者負担額の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該利用者負担額の全部又は一部について減額若しくは免除又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 当該年度において所得が著しく減少したため、生活が著しく困難となったとき。
- (2) 災害等により著しい損害を受けたとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日（平成27年4月1日）から施行する。

(読替規定)

- 2 上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例附則第3条第1項の適用を受ける間においては、第3条第2項前段中「法第27条第3項第2号並びに第28条第2項第1号及び第3号」とあるのは、「法第28条第2項第3号並びに法附則第9条第1項第1号イ及び第2号イ(1)」とする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に入園した園児に係る平成26年度分以前の上尾市立幼稚園の保育料の徴収については、なお従前の例による。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、上尾市立幼稚園の利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。